

平成21年度横浜市次世代育成支援行動計画 専門部会（第4回）会議録	
日 時	平成21年10月26日（月）午後6：30～8：30
開催場所	中央児童相談所
出席者	伊達委員（座長）、奥山委員、加藤委員、北岡委員、小出委員、小林委員、山同委員、新保委員、増沢委員
欠席者	飯田委員、小坪委員
開催形態	公開（傍聴者 0人）
議 題	1 児童養護施設等の整備目標について ア 事務局からの報告及び説明 イ 意見交換 2 その他
決定事項等	特になし
<p>議事</p> <p>児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実の「基本施策」「個別施策」について</p> <p>（1）事務局からの報告及び説明</p> <p>（2）意見交換</p> <p>（新保委員）</p> <p>資料3について、強化型児童家庭センターの柱として3つのリスクが掲げられているが、3つめの表現の仕方として「物理的課題」は適切な表現ではない。例えば生活環境上の課題、あるいは親の一時的不在は養育力の課題に移したら整理しやすいと思う。「ホームレス中学生」の例では、一時保護を利用したと明確に書かれていないので外した方がよいのではないかと。このへんは疑義が生じる可能性があるため気をつけた方がよい。</p> <p>（事務局）</p> <p>物理的課題については再考したい。「ホームレス中学生」は具体的事例として掲げたが、原典を確認してから一般的な事例に置き換えてわかりやすいものにしたい。</p> <p>（増沢委員）</p> <p>資料7について、要保護児童の将来推計は現在の委託児童数＋施設入所数とあるが、毎年入所できなかった人を足しているということか。</p> <p>（事務局）</p> <p>H19年度の調査時に、施設入所児童と里親委託児童、施設入所できなかった児童と切り分けた数値がある。将来的にこういう考え方ができるだろうということで要保護児童の推計値を出した。H19年度調査で、児童相談所で本来ならば施設入所すべき子ども（一時保護）、在宅で入所が必要な子どもが198人いたが、次年度以降の調査は行われていない。この調査を基にして毎年この比率であられるのではないかと仮定した。要保護件数は伸びているのでこの割合で伸びるとする仮定で推計した。</p> <p>（伊達座長）</p> <p>この数値の拾い方は3つ考えておかなければならない。グランドデザイン、市の児童福祉部会の検討でも、正確な数は出て来ないが、要保護児童問題は蓋然性から押さえていかなければならない。在宅支援としてセンターでやっていくことはよいことだが、推計人数は入所分として考えていかなければならないのではないかと。強化型センターをつくっていくことは賛成であるが、要保護児童の行き場所は最低の数の部分は確保が必要と思うがどうか。</p>	

(事務局)

強化型児童家庭センターについては、児童相談所経由で入所していても、レスパイトや早期対応があればよかったという例もあるので、単純に施設の代わりに在宅支援を使うのではなく早期対応からやっていく、あるいはショートステイなどのサービスメニューの提供をすることによって施設入所に至らないケースもあるのではないかと、そういうことを目指していかなければならないと考えている。

(伊達委員)

養護施設に入っている子どもがレスパイトや在宅支援があれば本当は入らなくてよいケースが想定されるのは確かである。一方で、そういうことをやりながらも施設入所に結びつけないとやっていけないというケースの数もある。

(増沢委員)

ここまで大変な子が施設に入ってくるのか、というケースが圧倒的に多い。認識の違いだと思うが、本来施設に入るべき子が在宅にいる、本来治療施設にいるべき子どもが養護施設にいる。この現状に対応すれば解決するという考えは甘いと思う。在宅支援の拡充については感覚的な認識で根拠がない話である。ここに根拠を持たせる必要がある。推定値について、全国平均では社会的養護の子どもは全児童の0.2%であり、横浜市にあてると1120人で妥当性の無い数ではない。

(伊達座長)

現場でみていて、第三次予防、虐待を受けた子がちゃんと親になっていくという回復していく段階の部分が弱い、次世代を考える場合は循環論なのでだいじなところである。リスクを重く持つ子どもの割合をできるだけ下げたい。

(増沢委員)

先行している都市をモデルに学ぶことが大事である。東京都はショートステイやトワイライトステイを進んで行っているが0.2%以上の入所児童がいてさらに不足している。

(事務局)

現在入所が必要な子を強化型児童家庭センターに送るかどうかで違和感があるのだとおもう。施設入所が必要な子は強化型児童家庭支援センターにはいかない。強化型児童家庭センターは、このまま対応しないしているとリスクが増え、施設入所になってしまう子どもに早めの対応をし、施設入所に至らないようにするための施設である。さまざまな記録から、施設入所した子どもの心の傷がいかに深いか、それを自分が親になったときにどれだけひきずるかは承知している。しかし、施設を単純に作ることは親子を引き離すことを前提になり、それだけを進めることには疑問がある。今後の社会的養護のしくみとして、地域で社会的養護を見ていく必要がある。そのための強化型支援センターである。既存の児童家庭センターをもってくるのではなく、子どもと家族のアセスメントができるもの、ショートステイなどサービス提供とコーディネートできるものをできれば一体化する強化型を横浜市は考えている。

(伊達座長)

事務局が言っていることはその通りである。なぜ施設を我々が作ってきたかという、レスパイトその他の対応をしてもそれでも家庭にとどまれない子ども達がでてくるからである。入った後、家庭に戻さなくてよいとは考えていない、逆に家庭に戻すために入所させている。その仕組みがこれまで十分でなかった。アセスメントやケースワークをちゃんとやっていくことが重要である。今、出された数字で強化型児童家庭センターが作られると、少ない数字で要保護児童問題が何とかなくなるという認識に使われてしまうのではないかと。

(事務局)

施設養育が不要とは考えていない。今の受け皿となる施設で足りないことも承知しているので、施設整備も進めていく。

(奥山委員)

資料3では、課題を抱える家庭に対して強化型が使えるとすれば、地域から見ると物理的課題(親の入院など一時的不在など)はよく聞く話である。この人たちをショートステイ等をお願いすることになるとここでの算出される将来推計には含まれていないのではないかと。東京などではそういったケースでもショートステイやトワイライトなどで使っているという。そうすると、裾野が広がってしまって本来の使い方に使えないということになるのではないかと。

(北岡委員)

強化型児童家庭センターと一時保護のすみ分けがわかりにくい、フロー図でどういう条件ならどっちの施設と表さなければならない。資料3では一時保護の場合は親の同意がなくてもよいが、強化型は親の同意が必要となるのかなど、細かな点まで遡及しないといけない。

(事務局)

既存の対応で残った部分をどういう形にして次世代育成支援プランで対応するか検討している。次世代育成プランで対応する部分を示し、その上で施設もプラスアルファで整備するように書いてある。施設拡充を行い、在宅支援も行う。

(増沢委員)

在宅支援を拡充すれば、施設で対応する件数は少なくなる、というイメージは我々委員とは異なる。

(伊達座長)

資料7のイメージ図であるが、次世代プランで対応する内容はここにあるべきではなく、足りない部分を明示してそこへの対応を書いていく、次世代育成プランでやっていくことは地域で社会的養護も行っていく、在宅養護もやっていくような書き方なら理解できる。

(事務局)

要保護児童への対応として強化型児童家庭支援センターをいれるのは間違いだと思う。要保護児童数を推計値の1112名よりも減らしたい。例えば1000にしたい、これまでは200は施設や里親で対応したい。要保護児童という200名に上積みさせたくない、そのために強化型が必要だと考えている。

(伊達座長)

里親、小規模施設、地域に根ざした子育てを行おうとやっているところで育てられた子は、きちんとした次の世代生み出す人材が輩出するということを考えてもよいのではないかと。回復、三次予防の意味合いをきちんとつけていくことが必要である。ただ施設をつくれればよいというのではなく、しっかり育てられる施設を作ることが必要である。家族から切り離すのではなく、家族の近くで社会的養護を展開するというものである。施設福祉に対する地域福祉という観点で考えられないかと。

(増沢委員)

事務局と考え方は一緒、社会的養護を次世代育成に入れたのは次世代の養護を減らしたいからである。きちんとした施設、施設で孤独になるものではなく、施設に入っても地域の資源がちゃんとあれば次世代ではきちんと大人になり要保護児童が減る。施設は地域密着が必要である。在宅支援も地域の中で対応することが重要である。

(伊達座長)

それで過剰と言う指摘がでてきたら、小さいところではなく、大きいところを減らしていけばよい。小さいものをつくらないと大きいものが在宅に変わる転機はつくれない。小さいものと地域との組み合わせが重要であり、是非考慮して欲しい。

(事務局)

目指すところは同じである。新しく施設をつくることは大変なことであり、覚悟が必要である。財政状況が厳しく、どう切り込んでいくか工夫が必要である。認識の違いを埋める方向でお時間をいただきたい。

(新保委員)

元々、児童養護施設にいる400のうち何人が在宅に戻れるのか、というと、おそらく8分の1の50人くらいが出ることができると思うので在宅は50人くらいである。同様に里親も50人とすると施設整備が必要なのは200、提示数の倍である。200は大規模施設ではなく、住宅のようなもの、箱物をつくるのではなく賃貸で行う、あるいは小規模なもので全区につくる、というのが我々の認識ではないか。全体会に座長にもって行ってもらうので、全体会ではそこまで書き込んで欲しい。

里親も50くらいをめざしたい。今の1.5倍はやる必要があると思う。5年間であと100増やすのは事実上無理なので50くらいではないか。資料5にもあるが里親への支援充実はずいぶんやるべきで、資料6の前のページに里親関連のものが載っている。里親サロンや養育懇談会の充実が必要なことだと思う。サロンなどは里親とこれからの里親希望者も参加できるようにしたらよいと思う。より積極的に里親になりたいという意思を持つ人たちには現在里親になっている方との情報交換が必要である。里親に50人以上期待するのであれば、里親サロンは児童相談所か施設、強化型等の施設整備が求められるだろう。

(加藤委員)

施設は誰が担うかということも大切だが、内容をどこまでできるかも重要である。人材育成は重要だが、施設、児童相談所、里親それぞればらばらで行われている。あるところでは、一度一緒に研修をやったらお互いに理解が進んだ例もあるので、人材育成で全体をあわせるようなものやっていく必要がある。同世代の家族支援と次世代の子どもを担う支援、自立支援とうたわれているが、児童相談所にいくと18歳までであり、家族形成までの自立支援はどこでも行われていない。自立支援という場合にも児童相談所が頼りにされているが、児童相談所がそこまで担えきれぬのかどうか、具体的な方策、道筋がないと先が見えない。

(増沢委員)

強化型自動家庭支援センターが関係機関の連携の取り方で、事務局はどこが担うのか、事務局が児童相談所のままなのか、区が事務局を担うのか、どこにもみえてこないのがハッキリさせて欲しい。

(事務局)

要保護児童対策協議会についてであるが、横浜市では児童相談所が事務局とはなっていない。全体としては横浜市のこども家庭課が担っている。各区の実務者会議は児童相談所ではなく、児童相談所と区が協働で事務局を担うことになっている。実際のケースでの対応は区が中心になっているところもある。進行管理の台帳は区の方におくことになっている。

(増沢委員)

方向性としては区が中心となっていくということか。

(事務局)

方向というよりは現状をお話した。在宅のケースについて全体像は台帳も含めて現在区が中心となっている。区と児童相談所の在宅での児童虐待ケース（国の指示で管理せよという部分）では、区は乳幼児が多

いので、区によってばらつきがある。児童相談所の方が多という区もある。台帳共通化されている区では児童相談所単独のケースはそんなに多くはないので、児童相談所の方が多ということはないと思う。ただし、全区で台帳共有化とはなっていないので明言はできない。

(伊達座長)

強化型児童家庭センターの大枠やイメージ、職員数、区の要保護児童対策協議会との関係、里親との関係はどうか。強化型と要保護児童対策協議会が競合してどっちつかずにならないか。

(事務局)

強化型児童家庭センターは未経験であり、H26年までの目標は2区に1ヶ所、その後は様子をみながらやっていく。センターはコーディネート、支援相談、心理相談ができる。ポイントは子どもと家庭を見ていけるカルテのような援助計画を立てていく点にある。常勤のサポートが受けられるための人材、臨床心理士等全部で3～4名(既存は2.8名)おきたい。サービスは、ショートステイ、トワイライト、家族支援室(児童相談所にあるが地域にあることで、家の中ではできないことを家を離れてできる場として)を設けたい。人材として預かる子どもを見る職員をつける必要があると思っている。親子への対応、アセスメントをして親へのフィードバックしていく、コーディネート部門へのフィードバックが必要である。また、地域の協力者、単発の預かりが可能な里親やグループホームとの連携が必要である。

(伊達座長)

子どものケアと結びついていないとそこまでできない。そういった理由であれば、強化型児童家庭センターで宿泊部分を含めて養護児童の数としてカウントしたらよいのではないかと。思い切って2区に1カ所なら15名程度の児童養護施設と合体させたらどうか、あるいは地域小規模施設と合体させるというのではないかと。

(事務局)

前回の資料で横書き帯グラフと概念図のものがあつたが、そちらに書いているように強化型児童家庭センターには児童養護施設の付置を考えている。今は学校のカウンセラーとつながりにくい、つなげていくことになる。要保護児童対策協議会のメンバーに入らせていただいているので連携強化を期待しているところである。

(伊達座長)

予定の時間をこえてしまったので、審議を終えたい。最終的にはパブリックコメントの前に委員了解の作業はやらしてもらえるのか。

(事務局)

11/27の全体会の前に委員に案を提示して、場合によっては説明をさせていただく。

以上

資料	資料1 今後の協議の進め方について 資料2 専門部会実施報告(10/2合同分科会資料から抜粋) 資料3 強化型児童家庭支援センター利用事例の整理 資料4 後期計画の体系について 資料5-1 基本施策3(案) 資料5-2 個別施策6(案) 資料6 グランドデザインとの整合性について 資料7 児童養護施設等の整備目標について
----	--